

○東海大学学生健康保険互助組規約施行細則

(制定 昭和49年4月1日)

改訂 2024年4月1日

第1条 組合において必要とする一切の書類は組合にて発行する。

- (1) 医療費領収証明書
- (2) 医療費申請書
- (3) 特別給付願書
- (4) 組合費返還申請書
- (5) その他

第2条 組合には次の書類及び帳簿を備えておかなければならない。

- (1) 規約及び細則
- (2) 理事会議事録
- (3) 医療費領収証明書
- (4) 医療費給付金台帳
- (5) 元帳及び金銭出納簿
- (6) 預金通帳
- (7) 組合関係文書綴り

第3条 大学院論文再入学者の加入については、任意加入とする。

なお、組合費等の納入については規約第8条に準ずる。なお、加入申請は入学後2か月とする。

第4条 組合費返還該当者は組合員の資格を失った時から3か月以内に各カレッジオフィスに組合費返還申請書を提出しなければならない。該当者が期日までに提出しない場合及び支払い指定日から60日を経過しても受領しない場合は返還請求の権利を放棄したものとみなす。

第5条 組合員の資格を不正に使用した場合は給付金を返還させることができる。

第6条 組合員への公示は掲示をもって行う。

第7条 組合員一人に対する年間最高給付限度額は付則に定める。

第8条 組合員の死亡に対しての弔慰金は付則に定める。

第9条 医療費の給付を受ける場合には、治療月後3か月以内に医療費申請書を各カレッジオフィスに申請しなければならない。治療月後3か月を経過した医療費領収書は無効となる。

第10条 医療費領収証明書の記載内容が不明にして査定困難なものに対しては給付を行わない。

第11条 医療費は組合員名義の指定する金融機関口座への振込をもって行う。

2 医療費の金融機関への振込日は年度毎に決定する。

付 則

第1条 (1) 給付の最高限度額は組合員一人につき年間6万円とする。

昭和49年4月1日制定

- (2) 給付の最高限度額は組合員一人につき年間12万円とする。
昭和51年4月1日改定
- (3) 給付の最高限度額は組合員一人につき年間31万円とする。
昭和52年4月1日改定
- (4) 給付の最高限度額は組合員一人につき年間46万8千円とする。
昭和53年4月1日改定
- (5) 給付の最高限度額は組合員一人につき年間61万2千円とする。
昭和58年4月1日改定
- (6) 給付の最高限度額は組合員一人につき年間64万8千円とする。
昭和62年4月1日改定
- (7) 給付の最高限度額は組合員一人につき年間68万4千円とする。
平成2年4月1日改定
- (8) 給付の最高限度額は組合員一人につき年間72万円とする。
平成3年4月1日改定
- (9) 給付の最高限度額は組合員一人につき年間75万6千円とする。
平成5年5月1日改定
- (10) 給付の最高限度額は組合員一人につき年間48万円とする。
1997年4月1日改定
- (11) 給付の最高限度額は組合員一人につき、
月額：外来4万円、入院4万円
年額：48万円とする。
2022年10月1日改定

- 第2条
- (1) 組合員の死亡に対しての弔慰金は5千円とする。
昭和49年4月1日制定
 - (2) 組合員の死亡に対しての弔慰金は1万円とする。
昭和51年4月1日改定
 - (3) 組合員の死亡に対しての弔慰金は2万円とする。
平成元年4月1日改定
 - (4) 組合員の死亡に対しての弔慰金は1万円とする。
1997年4月1日改定

- 第3条
- (1) 差額ベッド料について1,000円を限度とし、2分の1を支給する。
昭和52年4月1日制定
 - (2) 差額ベッド料について1,000円を限度とし、全額を支給する。
昭和55年4月1日改定
 - (3) 差額ベッド料の給付を廃止する。
1997年4月1日改定

- 第4条
- (1) 入院見舞金は、退院日を起算日として2か月に遡り、その間に10日以上29日まで入院した組合員に1万円を給付し、30日以上入院した組合員に2万円を給付する。なお申請は退院後1か月以内とする。
平成元年4月1日制定

(2) 入院見舞金の給付を廃止する。

1997年4月1日改定

第5条 組合員資格を失った者が、組合員期間中の医療費を申請する場合は、組合員資格を失った日から1か月以内とする。

2000年10月1日制定

第6条 この細則は、2006年4月1日から施行する。

第7条 この細則は、2008年4月1日から施行する。

第8条 この細則は、2015年4月1日から施行する。

第9条 この細則は、2019年4月1日から施行する。

第10条 この細則は、2021年4月1日から施行する。

第11条 この細則は、2022年4月1日から施行する。

第12条 この細則は、2022年10月1日から施行する。

第13条 この細則は、2024年4月1日から施行する。